

## 令和5年第9回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年5月12日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 705会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫  
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、大谷副主幹
- 6 会議の案件
  - (1) 議案第33号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること
  - (2) 議案第34号 選挙人名簿から抹消すること
  - (3) 議案第35号 海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正すること
  - (4) 議案第36号 同時選挙を執行すること
  - (5) 議案第37号 選挙期日及びこれを告示する日を定めること

## 7 会議の記録

### 【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時30分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。なお、令和5年4月8日に、選挙人名簿に補正登録することについて専決処分を行った旨、議案審議に先立ち報告する。

（事務局、日程及び専決処分について説明）

委員 長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員 長 議案第33号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること】

事務局 今回登録の移転をする者の数については、男1人である。

また、登録の移転をする者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男53人、女73人、合計126人であった。

今回の男1人の登録移転により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男54人、女73人、合計127人となる。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第34号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第34号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、55人である。その内訳は男28人、女27人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、248人である。その内訳は男129人、女119人である。

第3号該当者は、在外選挙人名簿への登録の移転をした者で、議案第33号のとおり男1人である。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第35号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第35号 海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正すること】

事務局 海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を議案書のとおり定めたものである。

提案理由は海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る請求書について、押印を省略できる場合を定めたものである。

海老名市予算決算会計規則が改正され、全庁的に請求書への押印を省略できることとなったことを受け、本施行規程においても同様に押印を省略できるよう改正するものである。

改正内容は、様式中から「印」を削り、様式の備考に、押印を省略することができる旨の規定を追加するものである。

委員 長 議案について質疑を求める。

佐藤委員 改正規定中の正当な債権者とはどういう意味か。

事務局 本人確認書類の提示等により、請求書を作成したことを確認できる債権者のことである。

委員 長 他に質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第36号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第36号 同時選挙を執行すること】

事務局 海老名市議会議員の任期が令和5年11月14日に満了し、市長の任期が同年12月23日に満了するが、市議会議員の任期満了日が公職選挙法第34条の2第1項に規定されている期間内であることから、両選挙を同時に行うこととし、その旨の告示を本日5月12日に行うものである。

なお、前回の選挙については、令和元年11月10日（日）に、二つの選挙を同時に執行している。

委員長 議案について質疑を求める。

佐藤委員 えびな市民まつりとの日程の兼ね合いはどうなっているか。

事務局 えびな市民まつりは、11月19日（日）に開催予定である。

委員長 他に質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第37号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第37号 選挙期日及びこれを告示する日を定めること】**

事務局 先ほど議案第36号で任期満了に伴う海老名市議会議員及び海老名市長の選挙を同時に行うことを決定いただいたが、この選挙期日について、令和5年11月12日（日）とし、その期日を同月5日（日）に告示するものである。

委員長 議案について質疑を求める。

（質疑なし）

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

**【協議事項】**

・応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について

事務局 1名の新有権者から応募があったため、応募制投票立会人の登録簿への

登載の可否について審査されたい。応募者の氏名等については、別紙に記載のとおりである。

委員長 登録簿への登載の可否について、可として異議ないか。

(異議なし)

→ 応募制投票立会人の登録簿に登載することとした。

・期日前投票所の充実・整備について

→ 次回選挙において、ビナガーデンズパーチについては、今回の県議・県知事選挙で見込みを上回る多くの選挙人が利用した状況を踏まえ、投票環境の更なる向上を図るため、開設期間を3日間から6日間に延長し、海老名運動公園総合体育館会議室については、アクセス面等の影響から利用者数が低下している状況を踏まえ、場所を門沢橋コミュニティセンターに変更する方向で決定した。

(主な質疑等)

委員長 ビナガーデンズパーチの開設期間延長について、人員の確保は問題ないか。

事務局 投票管理者等の人員については、市職員OBの方々等からの広く協力を得て対応できると考えている。

委員長 アクセス面等の観点から、第19投票区投票所の杉本小学校体育館を期日前投票所でも使用している北部公園体育館ラウンジへ変更するのはどうか。

事務局 投票所の状況等を確認し、報告する。

### 【報告事項】

・外国語で記載された投票用紙の記載内容を解読するための取り組みについての近隣市の状況について

→ 投票用紙に外国文字で記載された事案の有無やその取扱い等について、近隣に照会した結果を報告した。

(主な質疑等)

委員 長 国や県等から取扱いや取組みについて、通知等の文書は出ていないのか。

事務局 現時点では確認できていない。

・海老名市議会議員及び海老名市長の選挙期日決定の報道発表について  
→本日の議題の決定を受け、資料のとおり報道発表することを報告した。

・全国市区選挙管理委員会連合会関東支部理事会の書面表決について  
→ 各議題について、賛成・意見等なしで回答したことを報告した。

・令和5年4月9日執行 統一地方選挙の結果概要について  
→ 資料により、当日有権者数、投票者数（期日前、当日等）、投票率（投票区別、年代別）等について報告した。

委員 長 委員から何かあるか。

委員 長 葉山町議選で偽の投票用紙の混入事案があった。OCR自書式投票用紙  
読取分類機で、偽の投票用紙の検出は可能か。

事務局 確認し、報告する。